



平成 25 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 ジャパンシステム株式会社
(URL <http://www.japan-systems.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 阪口 正坦
(J A S D A Q ・ コード 9 7 5 8)
問合せ先 取締役副社長 村中達郎
電 話 0 3 - 5 3 0 9 - 0 3 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 25 年 2 月 15 日 (金) 開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 28 日 (木) 開催の第 44 期定時株主総会に、下記のとおり「定款の一部変更」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。

(2) 機動的な配当政策および資本政策を可能とするため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう定款変更案のとおり定款規定を新設し、併せて新設規定と重複する現行定款規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 25 年 3 月 28 日 (木)
定款変更効力発生日	平成 25 年 3 月 28 日 (木)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第7条～第19条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第43条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 <u>剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第20条～第42条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第43条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第44条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第45条 (現行どおり)</p>